

パブリック、遺産、文化財、考古学の関係について

Heritage, Cultural Properties, Archaeology, and the Public

松田 陽（イーストアングリア大学） MATSUDA, Akira (University of East Anglia)

1. パブリックと遺産という言葉について

本稿の狙いは、パブリック、遺産、文化財、考古学という言葉と概念の関係性を明らかにするところにある。その作業を始めるにあたってまず着目したいのは、「パブリック」と「遺産」という言葉の語感である。両者は英語ではそれぞれpublicとheritageに対応するが、いずれもなんと日本語にしにくい言葉なのだろうか。

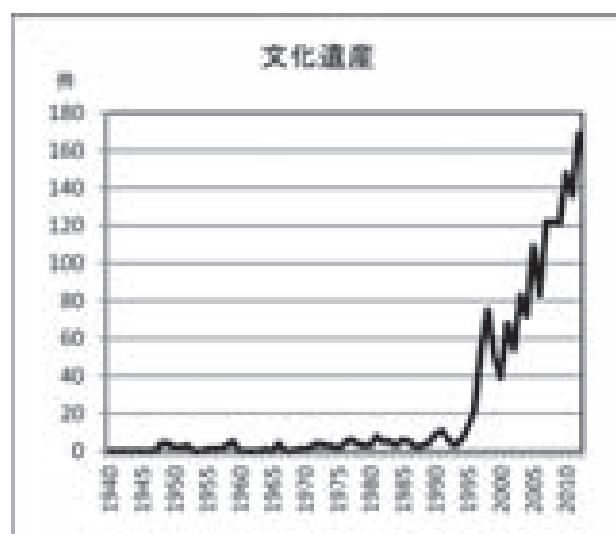
英語のpublicが日本語に訳しづらいのは、その語に含まれる「公共、お上」（例：public bodies, public office）と「個々人の意思の総意、市民」（例：public opinion, public movement）という二つの意味を一言で表す日本語が存在しないためである。一般的に英語のpublicに対応すると考えられる「公共」という言葉は、前者の意味を強く表すが、後者の意味をほとんど表さない。本研究集会のタイトルが「パブリックな存在としての遺跡・遺産」となっていたのは、publicを「公共」と訳しても「市民」と訳しても不十分であることを見抜いていた主催者の判断ゆえだろう。

一方、英語のheritageを「遺産」と訳すのは、cultural heritageを「文化遺産」と訳すことに倣ってのことだと思われる。しかし、「文化遺産」はすでに日本語として定着しているのに対し、「遺産」は、死者が残した金銭的財産のことを想起する人が多いのではないだろうか。遺産について論じると言う、あたかも家族内の遺産相続について話し合うかのような印象を与えてしまうかもしれない。

だが、「文化遺産」ではなく「遺産」という言葉を採用した点については、主催者の主張を深読みすることができる。というのも、前年度の研究集会にて、文化財における自然要素の重要性が議論され、文化と自然とを対比するものとみなすことが批判的に再考されたからである¹⁾。世界遺産の影響からか、文化遺産は自然遺産と対を成すものとみなされがちで、そのため文化遺産に限って考察を行うと、自然要素を中心として構成される天然記念物や名勝などがこぼれ落ちてしまいかねない。前年度の研究集会がいみじくも結論づけたように、日本の文

化財は自然を切り離しては考えられないものであり、そこには文化遺産のみならず自然遺産も含まれる。こうした事柄を考慮した結果、文化遺産も自然遺産も包括するものとして「遺産」という言葉を研究集会のタイトル内に採用した意図を感得できるのである。

英語のheritageの意味での「遺産」という言葉が日本では市民権を得ていないと言っても、あくまでも現時点での話である。近い将来にこの語法が定着する可能性は十分にある。と言うのも、「文化遺産」という言葉も、日本社会で広く使われるようになったのは比較的最近のことだからである。その大きな契機となったのは、1992年の日本のユネスコ世界遺産条約（正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）への加盟であった。条約加盟後からの数年間、日本政府はほぼ毎年一件の割合で世界遺産登録を進め、また1996年からはTBS系列にて放映されたテレビ番組『世界遺産』が好評を博し、さらに1999年に松浦晃一郎氏がユネスコ事務局長に就任したこともあって、日本国内の世界遺産人気は急速に高まることになる。そして、これに押されるかたちで、「文化遺産」という言葉も徐々に市民権を得るようになる。



図ー1. 「文化遺産」をタイトルに含んだ公刊物の数の推移

図-1は、国立国会図書館のオンライン検索データベースを利用して「文化遺産」という言葉を含んだ公刊物が1940年以降に毎年どれだけ出てきたかを示したグラフである²⁾。グラフからは、日本が世界遺産条約に加盟した1992年頃から「文化遺産」をタイトルに含んだ公刊物が急増していることが分かる。

それでは、1992年以前にはどのような言葉が「文化遺産」の意味で使われていたかという、それは「文化財」である。否、より正確に言うと、「文化財」という言葉は文化財保護法が施行された1950年頃からずっと一貫して使われ続け、今日でも広く用いられている。

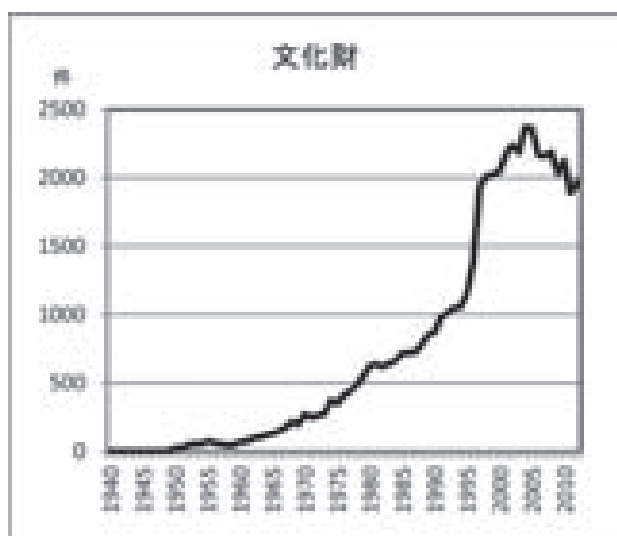


図-2. 「文化財」をタイトルに含んだ公刊物の数の推移

図-2は、図-1と同じ要領で「文化財」という言葉を含んだ公刊物が1940年以降に毎年どれだけ出てきたかを示したグラフである。このグラフからは、「文化財」という言葉を含んだ公刊物が1950年から45年以上にわたって着実に増えていき、1997年以降は2000本前後で増減していることが読み取れる。

図-1と図-2のグラフで2010年以降の数値を比べると、「文化財」は「文化遺産」の12～14倍ぐらいの頻度で公刊物のタイトルに使われていることが分かる。とは言え、「文化遺産」の使用頻度が近年急速に伸びていることを考えると、この倍率はこの先にはもう少し小さくなると予想される。

2. 遺産と文化財との根本的な差

文化財と文化遺産は似たような言葉であり、交換可能かのようにみなされることもあるが、筆者は両者の間に根本的な差があると考え。そしてこの差があるがゆえに、「文化遺産」の使用頻度が高まっても「文化財」と

いう言葉が変わらず使用され続けていると考える。それでは両者間の差とは何なのか。前述したように、日本の「文化財」は天然記念物や名勝などの自然要素を主体として構成されるものを含むが、そのことが「文化遺産」との根本的な差ではない。言ってしまうと、「文化財」は文化遺産と自然遺産をまとめた「遺産」とも根本的に異なっているのである。

このことを確認するために思い出すべきは、文化財が法的に定められた言葉であり概念だということである。改めて説明するまでもないように、文化財は文化財保護法において定義・規定されている。これに対して、文化遺産を含めた遺産は法的に定められるものではない。したがって、誰しものが遺産を決めることができ、何であれ遺産となる可能性がある。もちろん、現実にはある程度の社会的合意が得られるものが遺産となることが多いのだが、仮にその合意が十分なものでもなかったとしても、法的根拠にもとづいて異を唱えることはできない。

このことを典型的に象徴するのが、近年に多く見られるようになった遺産を勝手に決めていく試みである。その中でもタイトルからして象徴的だったのが朝日新聞大阪版が2004年11月に始めた「勝手に関西世界遺産」の特集で、この企画では7名の識者が各人の視点から「ユネスコ本家からは登録されそうにない、関西の愛すべきお宝の数々」(特集の紹介文より)を選び、関西世界遺産として紹介していった³⁾。選ばれたものの中には、「鯖街道」や「洲本城」のようないわゆる歴史的なものから、「タイガース」や「なんでやねん」のように思わずニヤリとさせられるものまでが含まれていた。

勝手に遺産を決めるというのは、選定をいい加減に行うという意味ではなく、法に則った行政的手続きを経ずに遺産を選ぶということである。「タイガース」や「なんでやねん」は、法的・行政的には遺産に定められることはないだろうが、たしかに関西の遺産と言えなくもない。このことから明らかなように、人々が遺産だと思うものの中には、法的・行政的な手続きとは無縁のものがたくさんある。これは、文化財が勝手に決められえないことと対照的である。

では、人々はどのようなものを自分たちの遺産だと思うのだろうか。近年の英語圏での遺産研究(heritage studies)にて遺産の定義としてしばしば採用される「人々が過去に自分たちのアイデンティティを感じるための社会的媒介」という考え方⁴⁾に依拠しながら検討してみよう。

アイデンティティは、単純化して言えば、自分の一部であるかのように思う感覚のことである。人々は自分た

ちの歴史に関連する（と感じられる）史跡や名勝を見たり訪れたりすると、それが現在の自分たちの一部であるかのように思うようになる。これが過去に集団的アイデンティティを感じるという感覚であり、この時の媒体である史跡や名勝が遺産になる。「タイガース」や「なんでやねん」も、地元の人たちが自分たちの歴史の一部だと感じれば、遺産ということになる。アイデンティティは愛着や誇りという前向きな感情を通して表出するものばかりでなく、負の感情を介して表れるものもある。後者の例としては、戦争や残虐行為が行われた場所を遺産として記念する場合が挙げられる。自分たちの集団の過去を体現するものとして認識することが、アイデンティティが生まれるための条件となる。後述するように、それは恣意的な認識であり、そこに厳密な客観性は必要ない。

人々が過去にアイデンティティを感じる際の社会的媒体が遺産であるとすれば、それはとても画一的に決められるものではないから、法的・行政的手続きが介在しない——というよりも介在できない——例がたくさんあることは当然のこととなる。

しかし行政の立場からすると、法的・行政的に定められた文化財は、必然的に遺産でもあるという図式になる。文化財が「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」（文化財保護法第3条）という前提がある以上、せっかく保護する文化財に対して日本国民がアイデンティティを感じないということがあっては困る。人々は文化財に対して愛着や誇りを感じ、それが自分たちの歴史を体現するものと思うはずだ——つまり行政としては、「文化財はすなわち遺産」という姿勢を無意識のうちにとることになる。

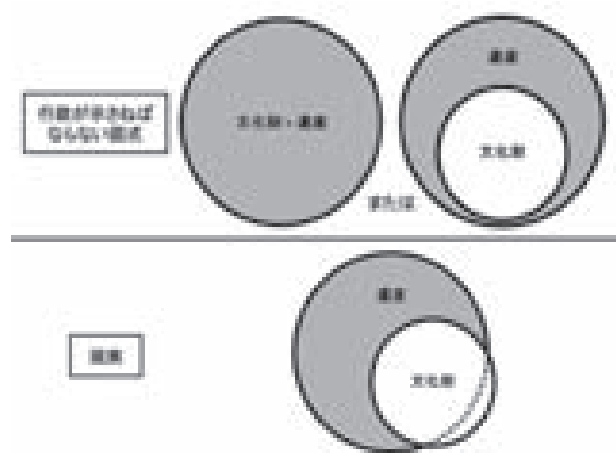
その行政は、法的に文化財を定める際には有識者の判断を仰ぐ。文化財保護法の運用の中では、文化審議会への諮問、そして同審議会からの答申がこの手続きに該当する（第153条）。有識者の判断は各人の専門知識と造詣に基づいたものであり、そしてこの判断を考慮して文化財を定めた後に、行政はその普及啓発活動を積極的に行っていく。こうして、法的手続き上の妥当性と公正性、有識者の専門知識と社会的影響力に基づいた説得力、そして普及啓発活動に支えられ、「文化財はすなわち遺産」の図式が成り立つ可能性は高くなる。実際、このようにして定められた文化財に対して人々は愛着や誇りを感じ、またそれらの文化財が体現する歴史を守っていかうと思う場合がほとんどなのだから、「文化財はすなわち遺産」の図式はほぼ正しいことになる。

しかし、勝手に遺産を決める試みでも見たように、

人々は法的・行政的手続きを経なくても遺産を自発的かつ柔軟に決められるわけであるから、行政が掲げる「文化財はすなわち遺産」という前提は、「文化財と遺産は同一」ということではなくて、あくまでも「文化財は遺産の部分集合」ということを意味していることになる。

しかも、文化財が遺産の一部であるかどうかは現実ではない。というのも、現実には人々がアイデンティティを感じていないような文化財が存在するからである。一部の人々以外にはほとんど知られていないような文化財、わずかの人がしか関心を示していないような文化財が全く存在しない、と断言できる者はなかなかいないのではないだろうか。

言うまでもなく、行政は人々があらゆる文化財に対してアイデンティティを感じるように不断の努力を行っている。しかし、それでもすべての文化財が同時に遺産となることは極めて難しい。それは、そもそも遺産が本質的に非画一的なものであり、したがってその決定基準が文化財が規定されときの基準と一致するようなことがあり得ないからである。行政は、「文化財はすなわち遺産」という前提を掲げつつ、その前提が実際に成立するために日々努力を行っている、というのが現実なのではないだろうか（図－3）。



図－3. 文化財と遺産との関係（行政上の建前と現実）

3. 遺産と世界遺産と Heritage の関係

これまで、遺産が「人々が過去に自分たちのアイデンティティを感じるための社会的媒介」であり、自発的に生み出されるものとして論じてきたが、その例外とも言える世界遺産についても短く述べておこう。例外だというのは、世界遺産が世界遺産条約という国際条約によって法的に定義・規定されるからである。

遺産との関係で言うと、世界遺産は文化財と同位に置

かれる。遺産は人々が自分たちのアイデンティティに関連させて自発的かつ柔軟に決めていくものであるのに対し、文化財と世界遺産はともに法的に定められ、それを所管する行政機関（文化財については文化庁と地方自治体の教育委員会、世界遺産についてはユネスコ世界遺産センター）も存在する。そして、「文化財はすなわち遺産」の図式と同じく、世界遺産に対して人々（より正確に言うと、世界遺産条約加盟国の国民たち）はアイデンティティを感じるはず、という建前をユネスコは掲げていることになり、そしてその建前が現実にも成立するように普及啓発活動を通して努力を行っている。

現実にはすべての世界遺産に対して人々がアイデンティティを感じているわけではない、というのも文化財の場合と同様である。近年の遺産研究にしばしば出てくる「世界遺産批判」が問題視するのは、条約の手続きに沿って登録された世界遺産が社会的強者の価値観を色濃く反映しがちなことで⁵⁾、これはつまり、そうした価値観を共有しない人々が世界遺産にアイデンティティを感じにくいことを示唆している。もっとも、この問題はすでに20年ほど前から指摘されていることであり、以来ユネスコは是正に向けて努力している⁶⁾。

このように、法的・行政的な手続きを経るかどうかに着目することによって、文化財と世界遺産はともに遺産一般と分けて考えることができるわけだが、同じような区分は、日本の文化財保護にあたる行政を遺産 (heritage) という言葉を使って行う国においても見出せる。例えばイングランドでは、日本の文化財保護にあたる活動を行う国の行政機関はイングリッシュ・ヘリテージ (English Heritage) であるが、このイングリッシュ・ヘリテージが法律 (Ancient Monuments and Archaeological Areas Act 1979 や Town and Country Planning Act 1990 など) に基づいて保護する heritage は、時に最初の「h」を大文字にして「Heritage」と表記され、人々が過去にアイデンティティを感じる際の社会的媒体としての「heritage」一般と区別される⁷⁾。言い換えると、法的・行政的手続きを経たものが Heritage、人々が自分たちのアイデンティティと関連させて自発的に決めていくものが heritage ということになる。そして日本の文化財行政やユネスコの世界遺産運営の場合と同じく、イングリッシュ・ヘリテージは「Heritageはすなわち heritage」という建前が成立するように努めていることになる。

以上のことを踏まえると、「遺産 (heritage)」との関係では、「文化財」と「世界遺産」と「法的・行政的に定められた Heritage」の三者が同位に置かれる。

4. 考古学と文化財の関係

次に、考古学と文化財の関係について考えてみよう。まず確認すべきは、考古学と文化財に携わる人々がそれぞれ異なる時制に意識を向けるという点である。人間が残した物的痕跡を通して過去を探究する考古学に携わる者は、明らかにその意識を過去に向ける。一方、文化財保護法によって定義される文化財は、それ自体としては当然過去を表すものであるが、同法によると文化財は「保護」と「活用」(第1条)をすべき対象なのだから、そこに関わる人々の意識は必然的に現在を向くことになる。このように、考古学の関心はもっぱら過去にあるのに対し、文化財の関心はあくまでも現在において過去とどう関わるかにある。

過去、現在とそれぞれ異なる時制に意識を向ける考古学と文化財とが関連し合うのは、考古学の専門知識が文化財の判定に影響を及ぼす時で、ここに介在するのが考古学者による価値判断である。より具体的に言うと、遺跡の発掘調査では、出土物を考古学的に検討することによって文化財の判定が行われる。埋蔵文化財包蔵地を定める際には、考古学的な見地から踏査や表土採集遺物の確認作業が行われる。遺跡を史跡・特別史跡に、そして出土物を重要文化財・国宝に指定する際にも、考古学や歴史学の専門知識が判断基準となる。こうした価値判断を行う際に、考古学者の意識は過去を理解するという考古学の学問的本分を離れて、現在に向かう。しかし、通常はこの意識の切り替えは明確に意識されない。考古学者は、遺構や遺物が過去にどのように使われていたかを考察すると同時に、それらが現在においてどのような価値を持つのかも判断するからである。

このように、考古学は自らの生み出す専門知識にもとづく価値判断を通して文化財と関わるが、意識するかしないかを問わず、それは現在そして現代社会と関わっていくことを意味する。

5. 考古学と遺産の関係

文化財と同じく、遺産の関心も現在において過去とどう関わるかにある。しかし、文化財が考古学や歴史学などの専門知識に裏づけられ、法的・行政的手続きを経て文化財となるのに対し、遺産は人々が自分たちのアイデンティティとの関連で自発的に生み出していくものであるから、考古学と遺産との間に直接的な関わりはないことになる。

このことは、考古学と遺産とがそれぞれ「客観性」にどう関わっているかを考えてみるとより分かりやすい。

考古学は過去をできるだけ客観的に理解しようとするものであり、そしてそれを可能にするために型式学や層位学などの学問的方法論を構築してきた。無論、過去は再現不可能であるから、考古学が生み出す過去の解釈というのは完全に客観的なものにはなり得ない。しかし、より多くの資料を検討し、方法論の精度を高めることによって、考古学は過去の理解を限りなく客観的なものにしていくことができる。そしてこのような手続きを経るからこそ、考古学が生み出す過去の解釈にはある一定の客観性が担保されるようになる。

一方、遺産は現在において過去を称揚・記念しようとするものであるから、厳密な客観性を求めない。客観性を追求しすぎると遺産が遺産としての価値を失ってしまう場合すらある。例えば、伝説にまつわる場所や史実とは信じがたいような縁起話を持つ寺社を考えてみると、今日でも人々がこれらの伝説・縁起話をゆかしいと思い、そのゆかりの地に自分たちの地域アイデンティティを感じるかぎり、これらの場所は間違いなく彼らにとっての遺産である。しかし、もしもここで研究者が厳密な客観性を追求し、伝説・縁起話の「誤り」を学問的に証明していったとすると、それらの場所の価値や魅力は損なわれかねない⁸⁾。

このように、考古学と遺産の間には直接的な関わりはない。しかし興味深いことに、両者はゆるやかな相互依存の関係にある。お互いがお互いにとってある程度役立つのである。

多くの人々は、わざわざ考古学の方法論を踏まえて過去をより客観的に理解しようとはしないが、その考古学が生み出す情報の一部に依拠して過去を称揚・記念することにはかなりの関心を示す。それは、過去に自分たちのアイデンティティを見出すという人間の性質ゆえである。したがって、もし我々が考古学に対する社会的支援を増やそうと思ったら、まず考古学に関連する遺産への一般市民の興味を高めることから始めねばならない。その意味で、考古学は遺産にゆるやかに依存する。

逆に、人々が自発的に生み出していくはずの遺産は、考古学を含めた学問の専門知識が担保する客観性をある程度求めることが多い。遺産が遺産であるためには厳密な客観的事実の裏づけは必要ない。しかし、遺産は個人ではなく集団に関わるものだから、その形成のためには何らかの集団的合意が必要となる。このとき、考古学が社会的に信頼されているかぎり、その専門知識が担保する学問的客観性が集団的合意の形成をある程度促進してくれる⁹⁾。その意味において、遺産は考古学にゆるやかに依存する。

6. 最後に

以上のことを念頭において我々はパブリックと遺産、文化財、考古学との関係を考えていかねばならないわけだが、ここでpublicという言葉の両義性を思い出そう。publicを「公共・お上」という意味で捉えると、我々が考えるべきは、法的・行政的な制度を通していかに考古学の研究成果を社会に還元するか、またいかに考古遺跡を文化財として行政的に保存・活用していくか、ということになる。一方、publicを「個々人の意思の総意、市民」という意味で捉えると、我々が考えるべきは、多種多様な人々がいかに考古学や過去の物質文化を参照しながら自発的に遺産を生み出し、使っているのか、そしてどうすればそれを社会的に望ましいかたちに導けるのか、考古学はそこにどう関われるのか、ということになる。

これまでに我々は前者の考察にはかなりの時間とエネルギーを費やし、またそれなりの成果を上げてきたと思われるが、後者については、いまだ考察を開始したばかりである。

本報告書の巻頭グラビアの写真でも見られるように、人々は考古学や文化財行政の枠組みを離れた次元で実に勝手に考古系の遺産を生み出し、社会的、商業的、政治的に活用している。無論、それはすべてが我々にとって好ましいものではない。遺産と関わっていくということは、我々の専門領域という安全地帯を離れ、必ずしも従順ではない市民と付き合っていくことを意味する。遺産は集団のアイデンティティに密接に結びついているため、現代のデリケートな政治問題に関わることも求められるかもしれない。それでも、多くの市民が良くも悪くも感情移入する遺産とうまく付き合っていないかぎり、今後の考古学の大きな社会的発展は見込めないだろう。

【註】

- 1) 亀山章 (2012) : 「文化財と自然」; 『自然的文化財のマネジメント—平成23年度遺跡等マネジメント研究集会 (第1回) 報告書—』奈良文化財研究所。平澤毅 (2012) : 「『自然的文化財』について」; 『自然的文化財のマネジメント—平成23年度遺跡等マネジメント研究集会 (第1回) 報告書—』奈良文化財研究所。
- 2) 国立国会図書館の蔵書検索・申込システム (NDL-OPAC) の詳細検索にて、「タイトル」に「文化遺産」を入れ、「出版年」に1940年から2012年までの各年を入れ、「広範囲検索 (ノイズ多め)」のオプションを外し、「資料選別」では「全選択」を選び、検索をかけて出てきた数をもとにした。検索日は2013年7月7日。縦軸は検索結果の数字で、該当する公刊物の数を表す。横軸は出版年を示す。図2のグラフも、「文化財」を検索語にして同じ方法で作成した
- 3) 石毛直道・井上章一・桂小米朝・木下直之・旭堂南海・島崎今日子・宮田珠己 (2006) : 『勝手に関西世界遺産』朝日新聞社
- 4) Graham, B. and Howard, P. (eds.) (2008) : *The Ashgate Research Companion to Heritage and Identity*. Ashgate, Aldershot, McLean, F (2006) : Introduction: Heritage and Identity. *International Journal of Heritage Studies* 12(1), p.p.3-7, Lowenthal, D (1998) : *The Heritage Crusade and the Spoils of History*. Cambridge University Press, Cambridge and New York.
- 5) Smith, L (2006) : *Uses of Heritage*. Routledge, London and New York, p.p.95-102, Tunbridge, J.E. and Ashworth, G.L (1996) : *Dissonant Heritage: The Management of the Past as a Resource in Conflict*. John Wiley and Sons, Chichester, p.p.275-276.
- 6) 青柳正規・松田陽 (2005) : 「世界遺産の理念と制度」; 『世界遺産と歴史学』山川出版社 p.p.12-16, Askew, M (2010) : The Magic List of Global Status: UNESCO, World Heritage and the Agendas of States. In *Heritage and Globalisation*, edited by Sophia Labadi and Colin Long. Routledge, London and New York, p.p.26-33, Cleere, H (2001) : The Uneasy Bedfellows: Universality and Cultural Heritage. In *Destruction and Conservation of Cultural Property*, edited by R. Layton, P. G. Stone and J. Thomas. Routledge, London and New York.
- 7) Hall, S (2005) : Whose Heritage? Un-settling 'The Heritage', Re-Imagining the Post-Nation. In *The Politics of Heritage: The Legacies of 'Race'*, edited by J. Littler and R. Naidoo. Routledge, London and New York, p.p.23-35.
- 8) 興味深いことに、我々はこうした場所にまつわる「間違っただ話をあえて訂正しようとしなないことが多い——それがあたかも無粋であるかのように。これは、我々が無意識のうちでそれらの文化遺産を守ろうと心情的に思っているからかもしれない。
- 9) 専門知識の裏づけがある文化財のことを我々が文化遺産だと比較的思いやすいのも、同じ論理で説明できる。文化財が学問的なお墨付きを受けていると思うことで、我々はそこにある程度感情移入ができるようになり、その文化財は文化遺産になりやすくなる。

Abstract: This article offers a critical analysis of the relationship between heritage, cultural properties, archaeology, and the public in Japan. Although the term 'cultural heritage (*bunka isan*)' – or more broadly, 'heritage (*isan*)' – and 'cultural properties (*bunkazai*)' are often considered synonymous, there is a fundamental difference between them. Cultural properties are defined and managed in legal and administrative terms, whereas heritage is essentially made through people's identification with the past, and as such is diverse, spontaneous, and emotive. Although archaeology as a discipline has been effectively informing the administrative judgement as to how archaeological cultural properties should be designated and managed, it still remains unclear how archaeology relates to heritage. It could be argued that archaeology seeks to understand the past as objectively as possible, while the aim of heritage is to commemorate and celebrate the past. Yet, the popularity of archaeology seems to derive in part from people's interest and engagement in heritage, and heritage too draws on archaeology in validating its claim to the ownership of the past. The dual meaning of the word 'public' invites us to consider not only how we, as experts, should manage archaeological cultural properties in the public interest, but also how various groups of people generate and use heritage spontaneously in reference to archaeology.